

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	引取業の登録の取消し等		
根拠法令及び条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)		
	<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律 (登録の取消し等)</p> <p>第五十一条 都道府県知事は、引取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 不正の手段により第四十二条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。)を受けたとき。</p> <p>二 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が第四十五条第一項の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。</p> <p>三 第四十五条第一項第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>四 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p>		
処分基準 設定年月日		処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境部 環境政策課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。